

# 平成26年第11回教育委員会 定例会会議録

平成26年11月14日

東久留米市教育委員会

## 平成26年第11回教育委員会定例会

平成26年11月14日午前10時00分開会

市役所6階 602会議室

議題 (1) 会議録署名委員の指名

(2) 諸報告

①「青少年の健全育成について～いじめ問題を中心に考える」をテーマとした  
意見交換

②その他

○郷土給食の小中学校一斉実施について

○平成26年度東京都市町村教育委員会連合会第4ブロック研修会について

○その他

---

出席委員（5人）

委 員 長	尾 関 謙一郎
委員長第一職務代理者	矢 部 晶 代
委員長第二職務代理者	松 本 誠 一
委 員	名 取 はにわ
教 育 長	直 原 裕

---

東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市 長	並 木 克 巳
教 育 部 長	東 淳 治
指 導 室 長	加 納 一 好
総 務 課 長	林 幸 雄
学 務 課 長	傳 智 則
生涯学習課長	市 澤 信 明
図 書 館 長	岡 野 知 子
主幹・統括指導主事	井 尻 郁 夫
企画経営室長	橋 爪 和 彦

---

事務局職員出席者

庶 務 係 長	鳥 越 富 貴
---------	---------

---

傍聴者 13人

## ◎開会及び開議の宣告

(開会 午前10時00分)

○尾関委員長 これより平成26年第11回教育委員会定例会を開会します。本日は全員出席であり、会議は成立しています。直ちに本日の会議を開きます。東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定により、関係職員の出席を求めています。

本日は2回目になりますが、「青少年の健全育成について～いじめ問題を中心に考える」をテーマにわれわれと意見交換を行うため、市長においでいただいています。また、企画経営室長にもご出席いただいています。ご多忙のところご出席いただきましてありがとうございます。

なお、本日は聴者が入られる前に写真撮影の許可をいただきたいと思いますので、ご了承願います。

---

## ◎会議録署名委員の指名

○尾関委員長 日程第1、「会議録署名委員の指名」について。本日の署名委員を指名します。2番の名取委員をお願いします。

○名取委員 はい。

---

## ◎議案の追加、会議の進め方

○尾関委員長 日程第2に入る前に、議案の追加と会議の進め方について、総務課長から説明をお願いします。

○林総務課長 「議案第77号 東久留米市教育委員会職員の人事に係る事務の臨時代理の承認について」の追加をお願いします。また、本日の会議の進め方ですが、先に諸報告を行い、最後に議案の審議をお願いします。

○尾関委員長 ただいま、人事案件の議案を追加することと、進め方については諸報告を先に行い、その後人事案件の議案審議を行いたいとの説明がありましたがよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、お手元に配付している新しい日程により進めます。なお、人事案件の審議は非公開とします。

---

## ◎会議録の承認

○尾関委員長 8月22日に開催した第11回臨時会、9月9日に開催した第9回定例会、9月22日に開催した第12回臨時会、さらに10月9日に開催した第10回定例会の会議録をご確認いただきました。松本委員から修正の連絡がありましたが、他の委員はよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、いずれの会議録も承認されました。

---

## ◎傍聴について

○尾関委員長 本日、傍聴者はいらっしゃいますか。

○鳥越係長 いらっしゃいます。

○尾関委員長 それでは、お入りいただきます。暫時休憩します。

(傍聴者入室)

(休憩 午前10時02分)

(再開 午前10時04分)

---

◎諸報告

○尾関委員長 休憩を閉じて再開します。日程第2、諸報告「①青少年の健全育成について～いじめ問題を中心に考える」ということで、市長と意見交換をしていきたいと思っております。時間は概ね60分程度を予定しています。

さて、いじめ防止対策については、10月9日開催の第10回教育委員会定例会において、「東久留米市いじめ防止対策推進条例案」について審議しました。9月には学力向上をテーマに市長と意見交換をしましたが、今回はいじめ防止対策推進施策などについて市長に説明させていただくとともに、幅広く意見交換をしたいと思っております。

いじめ問題は社会的な関心が高く、教育関係者だけの問題ではなく、社会全体で取り組むことが期待されています。ぜひ、本日は市長のお考えを伺い、ご意見もいただければ、教育委員会としてしっかり受けとめていきたいと思っております。

初めに条例提案までの経緯や本市の現状について、統括指導主事から説明をお願いします。

○井尻統括指導主事 いじめ問題等にかかわるこれまでの経緯についてご説明します。

平成23年10月に、滋賀県大津市で、中学生がいじめを苦にして自殺するという事件が発生しました。これを受けて国では、学校、教育委員会が担う責務をしっかりと確認すべきであり、いじめに対峙していくための理念や体制を整備する法律の制定が必要だといった提言がなされ、昨年9月28日に、いじめ防止対策推進法が施行されました。この推進法には、地方公共団体のいじめ防止基本方針を策定する努力義務が示されています。また、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため連絡協議会を設置できること、教育委員会の附属機関として対策委員会、市長の附属機関である調査委員会を設置できることなどが定められています。こうした国の動向を踏まえ、東京都ではいじめ防止対策推進条例を制定し、本年8月1日から施行しています。こういった、国による法律と東京都による条例の制定を背景に、本市においても条例制定に向けて準備を進めてきました。

本条例案の作成については、法及び都の条例を踏まえ、校長、副校長、主幹教諭の代表とともに原案を作成し、有識者、PTA連合会、青少年健全育成協議会の代表、主任児童員など子どもにかかわる地域の方、さらに子育て支援課や校長会などからの意見をいただき、修正を加えてきました。また、9月1日から9月22日までパブリックコメントを実施し、その後、教育委員会で協議いただき、現在に至っています。以上がこれまでの経緯です。

次に、小・中学校におけるいじめの状況について説明します。資料の「東久留米市立小・中学校におけるいじめの状況について」をご覧ください。この資料は平成23年度から25年度までのいじめの状況について、単年度及び経年比較を示しています。一番上の表は3カ年の経年比較です。2番目が平成25年度の東京都と全国との比較。下に向かって平成24年度、23年度とさかのぼって掲載しています。それぞれ網掛けしている部分は左から学校総数、いじめ認知学校数、認知件数、認知学校率、一校当たりの件数、解決が図れた件数、解消率となっています。表を縦に見ていきます。一番左をご覧ください。大きくは上段が小

学校、その下が中学校です。その右隣の一番上の経年比較表ですと上から順番に平成25年度、24年度、23年度となっています。2番目以降の単年度の部分については上段から順番に東久留米市、東京都、全国と並んでいます。一番上の経年比較をご覧ください。平成25年度は小学校で認知件数13、一校当たり1.0、中学校は認知件数15件、一校当たりの件数が2.1となっています。認知件数一校当たりの件数は、小・中学校ともに3カ年で最も少なくなっています。次に、平成25年度をご覧ください。一校当たりの件数を東京都と全国とを比較すると小学校は本市が1.0、東京都が4.3、全国が5.6になります。中学校は本市が2.1、東京都6.1、全国が5.2です。小・中学校ともに低い結果となっています。また、表の一番右の解消率については、本市はいずれも100%となっており、年度内には解消しています。次に、1枚めくっていただくと「いじめの態様（小学校）」、もう1枚めくっていただくと「いじめの態様（中学校）」になります。小・中学校ともに折れ線グラフの一番上の段と、2段目の左側、いわゆる冷やかし、からかい、悪口、嫌なことを言われる、さらには、仲間はずれ、集団による無視、軽くぶつけられたり、遊ぶふりをして叩かれたりというような内容が比較的多くなっています。中でも特徴的なのは中学校です。平成25年度、8番のパソコンや携帯電話で誹謗中傷や嫌なことをされるが4件ありました。昨今の新聞報道等に取り上げられているライン等も含め、今後増加していく可能性があると思っております。

○尾関委員長 市長から質問やご意見などがあれば伺いたします。

○並木市長 改めまして、本日は意見交換会を開催していただきありがとうございます。いじめという大変重いテーマですが、真剣に向き合わなくてはいけないと思っていますので、貴重な機会ととらえ、いろいろ意見を交換させていただければと思っています。

ただいま、法や条例の制定にかかわる国・都の流れ、動きを確認させていただきました。その中で、本市もいよいよ条例化に進んでいるわけですが、本市におけるいじめの状況を具体的な数値で確認することができ安心しました。いじめが発生したことは問題ですが、その解消率は100%ということで、年度内に大変な努力をされていたことに大変感謝したいと思います。

東京都や全国と比べ、本市では一校当たりの発生件数は少ないということですが、この現状を教育委員会ではどのようにとらえているか伺います。

○尾関委員長 そのことについては、指導室長から説明をお願いします。

○加納指導室長 いじめの防止については喫緊の課題であると認識し、教育委員会、学校ともに最優先課題として取り組んでいます。いじめの防止と解決について、本市では次の取り組みが成果を上げているのではないかと考えています。一つは実態把握調査です。6月、11月、2月と各学期に1回ずつ、児童・生徒に直接調査を行っており、いじめを把握した場合には即時に対応できるようにしています。二つとして、「いじめの指導状況管理一覧」の活用です。いじめが発生した場合は解決後もこの一覧により、継続的な指導や見守りを行い、再発を防いでいます。また、本年度からは各学校ともいじめ防止基本方針を定め、いじめ防止対策委員会を設置し、組織的にいじめ問題に対応しています。また、スクールカウンセラーによる個別面接も実施し、早期発見、早期解決に努めています。

○尾関委員長 本市では「いじめの指導状況管理一覧」という独自の取り組みを行っていますが、いじめの件数が少ないというのは、逆に言うと「認知件数が少ないのはきちんと把握し

ていないからではないか」と思われることもあると思います。しかし、本市では、わずかな兆候も見逃さない、その後のフォローも含めてきちんとやっていくという強い決意に基づいていますし。件数が少ないことに安心して、現状に安住していくことのないように心がけています。

○**並木市長** 市独自で取り組まれている、一覧を後追いでチェックしていく体制があるということに安心しました。前回、学力調査をテーマにした時も市独自でいろいろな取り組みをされていることを伺い、また、いじめについても自らの取り組みの中で撲滅していこうという強い姿勢を感じ取ることができました。素晴らしいことだと思っています。

私も、いじめの件数が多い、少ないということの問題にするよりも、きちんと分析していくことも必要だと思います。子どもたちが毎日生活していく中では、衝突したり行き違ったりすることは当然あることです。しかし、それが「いじめ」という状況に進むには、さまざまな原因があると思います。なぜいじめに発展していくのか、深刻化していくのか。そういった辺りの背景や原因の究明も大切だと思うのです。背景や原因についてどのように分析されているか伺います。

○**尾関委員長** このことについては、保護者を代表して委員になられている矢部委員のご意見を伺いたいと思います。いかがですか。

○**矢部第一職務代理者** 市長のお話にもありましたが、子ども同士のけんかや衝突は集団生活の中では避けられないことです。また、そういったことを通して成長していくという見方もできるわけです。ですので、直ちにいじめに結びつくものではないと思われるのですが、子どもたち自身で解決できないようなことに発展したとき、困った、大変だという小さなサインを周りにいる大人がキャッチして、その小さなところから本気でそれに向き合うことができれば一番良いと思います。それができずにいるとこじれてしまって、一人対多数になったり、一方的な攻撃になってしまうのだと思います。いじめを受けている子どもにとっては、自分から相談するのはとても勇気の要ることです。いじめられている自分を情けないとか恥ずかしいと思う気持ちもあるし、周囲に話をしにかえっていじめがひどくなったらどうしようという心配もあります。それでなかなか言えない。

しかし、そういう問題を抱えていたら元気がなかったり、様子が違ったりということは絶対に態度や様子に出てきます。その小さなサインが発せられたときに、「どうしたの」という声かけができる大人がたくさん周りにいてくれたら良いと思っています。いじめを見ている子がいたり、いじめている子どもたちも何となくいじめているというような、当事者意識がなくやっているケースもたくさんあるようなのです。

保護者や教職員はもちろん、児童館や放課後活動などでたくさんの大人と接する。そういう中で、誰か信用できる人を子どもが見つけれられるような社会づくりがあれば、いじめに発展しないこともあるのかなと思っています。

○**尾関委員長** 教員の対応力についての話が出ましたが、名取委員からご意見はありますか。

○**名取委員** 矢部委員がおっしゃったように、小さな、いろいろな変化を見逃さないことがとても大事ですし、保護者との連携もさらに大事だと思います。「親には言わないでほしい」と子どもが言うのをそのまま受けとめてしまって、事態が深刻化するまで保護者が知らなかったという事態は避ける必要があると思います。

○**尾関委員長** それには個々の教員だけでなく、校内の体制も必要になってくると思います。

松本委員はご意見がありますか。

○**松本第二職務代理者** 重大化する大きな原因の一つとして、いじめが疑われたときに、最初に気がつくのはやはり担任の先生だと思えます。それが校長先生などに情報が伝わっていないことが問題だと思えます。また、小学校から中学校へ進学する時の先生方の連携や、上の学年に行く時の担任同士の情報の共有が大事だと思えます。万が一、そういう兆候が見られたらすぐ対応できるような体制をつくっていくことが大事だと思えます。

○**尾関委員長** 現状について、教育委員会ではこのように考えています。市長から対応策などについてご意見はありますか。

○**並木市長** 原因とその対策ということで、各委員からご意見を伺うことができました。

どんなことがきっかけでいじめの原因が広がってしまうのか。その原因は多岐にわたり、一つ一つ究明していくことは大変なことだと思えます。私も、そうなる前に、わずかなサイン、小さなサインを見逃さないことが大切だと思えます。

先ほど委員から、子どもは遠慮して相談できなかつたり、大ごとにしたくなくて相談できなかったという状況もあるということでした。そういった状況を大人が察知していくことが本当に大切だと改めて思いました。多くの目でそういった子どものサインを拾い上げていく体制をつくっていく、総合的に撲滅していくために連携を組んでいく、ということが大切だと思いました。

また、進級時には申し送りをし、情報を共有化することも必ず行ってほしいと思えます。保護者との連携についてですが、子どもの大ごとにしたくないという気持ちをそのまま鵜呑みにしてしまうと、本当に大きな被害が出てくる可能性もあると思えます。事前に芽を摘むことができなかつた場合であっても、総合的に防止策の構築をしていくことが大切だと感じています。新聞報道などで問題視されていることとして、担任の先生がいじめの兆候が分かってもそれを校長に伝えていなかったり、また、教員間で情報を共有していなかったり、さらに、校長が情報を握っていても担当現場に話が伝わってなかったことも記事として見えています。この点について、教育委員会の対応を伺います。

○**尾関委員長** 具体的な対応について、指導室長から説明をお願いします。

○**加納指導室長** いじめが起きた場合、学校はどのように対応しているのか。いじめの状況によってもさまざまですが、一番大切なのはいじめられた子どもの保護ということです。暴力を受けた場合などもありますが、そのときにはけがをしていないかを確認するとともに、心のケアも大切ですので、十分に話を聞くようにします。次に、いじめた子どもへの指導になります。ここで大事なことは、いじめの事実です。また、背景がありますのでその理由をきちんと確認して、その子どもが納得できるように指導を行うこと。そして、いじめられた子どもへの謝罪等も同時に行います。また、大切になってくるのは、その場にいた子どもに対しての指導です。いじめを見ていた子どもに対しては、それはいじめに加担していることと同じことだということを指導します。また、いじめを止めようとした子、そのことを報告してきてくれた子どもについては、それは正しい行為だということを知らせていくことも大切です。次に、こうした事実と対応については学校のいじめ防止対策委員会で報告し、校長をはじめとする教員間で情報を共有します。また、保護者にも連絡し、事実と対応を情報共有するようにします。以上が即時の対応ですが、それだけではなく、中長期的には児童・生徒の心の育成を図っていくことが大切だと考えています。具体的には道徳教育を中心に学校教育

全体でいじめをしない、許さない心情を培っていきたいと考えています。

○尾関委員長 具体的な取り組みについての報告がありました。市長からもご意見はあります。ですか。

○並木市長 中学校ではパソコンや携帯、スマホ等で誹謗中傷的な嫌がらせのいじめの報告があるとの説明がありました。ネットいじめが4件増えている可能性があり、危惧されているとの報告がありました。このようなケースの対応はどのように考えていますか。

○加納指導室長 ネットいじめについては匿名性、さらに簡単さから発見と指導が困難なこと、子どもがいつの間にか被害者になり加害者にもなり得ること、短期間で深刻な事態に至ることなどが特徴です。日々の指導としては、情報モラルに関する指導を計画的に実施し、ネットいじめの危険性を指導しています。また、家庭と連携した指導としてはスマートフォン、携帯電話やパソコン等でのインターネットの使用、掲示板の書き込み、ソーシャルネットの利用等に関してPTAと連携して情報モラル教室を開き、家庭への理解と協力を仰いでいます。また、関係諸機関との連携として、日ごろから警察署などから近隣のトラブルの情報などを入手し、何か起こったときに協力して対応できる体制をつくっています。

○尾関委員長 ネットいじめが増えてきたということですが、保護者も自分たちが子どもの時にはなかった環境です。先生たちも周りの環境がどんどん変わっていく中で、大人にとっても適切な把握ができるかどうか難しいと思います。指導室長から説明がありましたが、保護者、教員、教育委員会も含めてお互いに勉強して、研修会などを通じて新しい知識を入れながら学んでいく必要があると思います。

教員の指導や地域との連携の話がありましたが、このことについて名取委員はご意見がありますか。

○名取委員 クラスには担任がいますが、一人の見る目は限られています。子どもたちも人によって全然違う顔を見せることがあります。担任だけではなく、かかわる方々の情報交換が大事だと思います。担任には見せなくても、ほかに気を許しているところで見せることもあると思います。情報交換はとても大事ですから、そういう意味で風通しの良い学校というのでしょうか、みんなで子どもたちについて話し合えるような学校であることが大事だと思います。

教育委員会は先生方の研修にも力を入れているようですが、私の経験では「ロールプレイ」の手法がすごく面白くて、大人にとっても有効ではないかと思います。いじめられるほうといじめるほうに分かれて、その状況だけ設定して、後は流れに任せるという手法です。いじめる側の気持ちもいじめられる側の気持ちも感情的に分かるので、いろいろな状況について、子どもを見る上での感受性が上がるという感じがあります。ロールプレイは既に経験されたと思いますが、ほかにもいろいろな研修の手法が開発されていますので試みていただければと思います。

○尾関委員長 学校以外の地域との連携も必要だと思いますが、そのことについて松本委員はご意見はありますか。

○松本第二職務代理者 私はいじめの問題に限らず、これからは教育全般を通して地域の力を大事にしていかなければならないと思っています。当然、いじめも学校内だけで起こるわけではありません。登下校時ということもあります。先生の目の届かないところで起きているわけです。そういう点では地域の方々によく見ていただくのは大切なことです。



小学校では下校時に各自治会による見守りがありますが、それをもう少し組織化したり、大きくしたりして、地域の方に見守っていただくのも一つの考え方ではないかと思います。さらに、民生委員、児童委員、青少協の方などをメンバーとした、いじめだけではなく教育全般に対して協議会みたいな形で定期的に会議ができたらと思います。また、何か起きた時に学校に電話で通報するのはなかなか勇気が要りますが、連絡先がすぐ分かるようにホームページに示しておいて、学校とすぐ連絡が取れるようにしておくと思います。

私は市内で野菜の栽培を40年近くやっています。最初に父に言われたのが「とにかく畑へ行け、圃場（ほじょう）へ足を運べ」ということです。毎日、一日に何回も足を運ぶと、ハウレンソウでも大根でも、その野菜の表情を見ていけば違いが分かるということです。何か足りないものはあるのか、過剰なものはないのか、見れば見るほどよく分かるようになるのです。子どもを野菜に例えてはいけなかもしれませんが、子どもをよく見ることによって、ちょっとした兆しをとらえることができると思います。そういうことで、学校、家庭は当然のことですが、地域にも力を借りながら進めていったらいかがでしょうか。

○尾関委員長 子どもは学校の中だけではなく、外でもいろいろ活動しています。子ども祭りなどにも参加されている矢部委員から、ご意見があればお願いします。

○矢部第一職務代理者 いじめ防止対策推進条例の原案作成に当たり、有識者や保護者代表に集まっていた懇談会に、私はオブザーバーとして参加させていただきました。その中で、「子どもたちが地域の活動に参加することで救われた」というご意見があり、保護者の中には、ご自身がいじめられた経験を話され、学校はちっとも分かってくれなかった。ずっとそう思ってきた。だから今の学校はどうなのだろうと心配しているというご意見もありました。その方は、学校が自分のことを分かってくれないと思った時、先ほども話が出ましたが、担任の先生が分かってくれなくてもほかの誰かに相談できたら良かったと思われたようです。ですから、小学生であれば学童保育や児童館、また習い事などでさまざま接する方もいます。中学校であれば、部活動や生徒会活動、地域のボランティアに参加したりしていますので、そういう集団に属して自分がそこで認められたり、信頼できる人に出会えるという居場所を見つけられると良いと思います。

その懇談会の時に出た意見の中に、そういった場面で見ている大人が「この子ちょっと様子がおかしいな」と思っても、それを学校に伝えていいものかどうかすごく迷うというものがありません。日ごろからのパイプがないと、いきなり学校に、「私は子どもたちを見ているのだけど、ちょっとこの子の様子が…」とは言いにくい。しかし、最初の発見が大きなことにつながるもともになるかもしれないのでとても重要になります。わざわざ会議のような場をつくれればいいというものではありませんが、顔見知りになる場や機会があれば、何かあったときに言えると思います。

学校現場では生活指導や道徳授業などで、命や心の教育などが行われていますが、相手を思いやる、相手の気持ちになって考える、自分が言われたら嫌なことは言わないなど、そういうことを日ごろから徹底して子どもたちに指導していくことで、いじめが起きにくい集団づくり、学級づくりをしていただきたいと思います。そのためにも学校の先生たちの事務的な負担を減らせる工夫をし、それによって先生が子どものことだけに集中できるような学校の環境づくりを、私たち教育委員会はしていかなければいけないと考えています。

○尾関委員長 市長からご意見はありますか。

○**並木市長** 各委員のお話を伺いながら、私自身もまったくそのとおりに聞いていました。いじめを防止していくためには市を挙げて、一体となって取り組んでいくことが大切だと感じています。第一に、子どもたちの命を大切に考えることです。いじめは一生影響を与えることだと思っていますので、市一丸となって取り組む姿勢が必要だと思います。子どもの居場所が学校や家庭以外にもあるということも大切ですし、ロールプレイ等いろいろな手法を凝らしながら、防止に向けて努力していく必要があるのと思います。また、地域の力ということですが、子どものトラブルは放課後や校外でのいろいろなところで発生することもありますから、近所の方や子どもがよく集うような場所に関係する大人の方には、子どもの変化というか、少し様子が違うといった時にその情報を共有できて、連携できるような体制ができればと思います。そのためにも、連携先の情報などがすぐ分かるようなネットワーク、分かりやすいバックアップ体制も必要だと思っています。

いずれにしても、初期の段階で芽を摘むことに学校と教育委員会が総力を挙げてやっていただきたいと思ひますし、何か感じたら周囲の大人は積極的に行動していただきたいと思ひます。東久留米市としていじめを防止しようという機運を高めていくことが大切だと感じています。

○**尾関委員長** その具体策として、いじめ防止推進対策を条例化していくわけですが、国が法律をつくったからそれでいいということではありません。もう一つ、市民の関心ということからも、法律ができたということと言っただけでは関心も高まらないということで、条例化が望ましいと考えています。基本は法律が直接適用になりますが、具体的な方針に加え、実際に起きた時に対応する組織の設置などが必要になってくると思ひます。

その点について、指導室長から条例案の説明をお願いします。

○**加納指導室長** 条例化について説明します。市民全体で、社会総がかりで取り組むことが重要になるため条例の形式が望ましいと考えています。条例の規定としては、考え方が大きく二つあります。一つは、法で要請されている基本方針の策定、組織の設置について必要な事項を条文化することです。もう一つは、法による義務規定は法を直接適用しますが、目的や基本理念、市、学校、教職員、保護者の責務など改めて市民に確認していただきたい条項については、法を踏まえて条例でも規定しています。設置する組織について説明します。三つあります。一つは連絡協議会です。これは、いじめの防止に関係する機関及び団体の情報交換と連携を図るため、学校、市、教育委員会、児童相談所、地方法務局、警視庁、そのほかの関係者により構成される組織です。二つが対策委員会です。こちらは市教育委員会の附属機関として果たすべき役割は二つあります。一つは、常設の附属機関として本市小・中学校におけるいじめ対策について専門的な立場から意見をいただくという働きです。もう一つは、本市小・中学校で仮にいじめによる自殺等の重大事態が発生した場合に、その事実を調査するという役割です。構成委員は学識経験を有する者、法律・心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者などです。三つとして調査委員会があります。こちらは市長の附属機関で、本市小・中学校で重大事態が発生し、先に述べました二つ目の教育委員会の附属機関である対策委員会が行った調査が十分ではない、再調査が必要であると判断した場合に、市長が設置する組織です。こちらは常設ではありません。

○**尾関委員長** 市長から何かご質問はありますか。

○**並木市長** 条例の制定は努力義務という中で、本市は条例を制定するということはその意義

が大変重いと思いますが、その理念は共有するところです。

三つの組織の委員会について説明していただきました。市長としての責任も重大になってくる委員会もあり、その中で「重大事態」ということが気になりました。具体的に重大事態とはどのようなことを指し、その場合の対応はどのようになっていくのですか。

○加納指導室長 重大事態についての内容と対応について説明します。重大事態については、法律には、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身、または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」と示されています。対応の流れとしては、重大事態が発生したら、学校は教育委員会に発生を報告します。教育委員会は市長に発生を報告します。そして、教育委員会の附属機関である対策委員会が実態を解明するための調査を実施します。調査結果を、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者、教育委員会、市長に報告するという流れです。

○尾関委員長 市長、いかがですか。

○並木市長 重大事態が起こり得ることは避けていかななくてはなりません。私が真剣に取り組んでいかななくてはならないことだと強く思っていますし、初期の段階、もしくはその初期の段階が起こる以前のきちんとした環境づくりに取り組んでいきたいと思っています。

なぜ重大事態が起きた後に、この調査委員会を設置せざるを得ないのかを考えてみました。法律の制定以降も全国的にいじめが原因で自殺する子どもが後を絶たないという、本当に悲しい事件が起きています。報道によると事実の否認があったり、隠蔽（いんぺい）体質が問題視されているようです。さらに、失礼な言い方ですが、教育委員会自体の姿勢が問われていることもあるようです。このことについてどのようにお考えなのか伺います。

○尾関委員長 私は前職がマスコミでしたので、その関係で、大学で「広報」について教えています。そういったことからお話しさせていただきます。

隠蔽している報道事例ですが、ケース1としては、学校の先生が現場で把握していながら校長などに報告しない、先生が隠蔽してしまうということが一つあります。それから、学校の校長、いわゆる管理職が教員から報告は受けたが教育委員会に報告しないというケース2があります。それから、教育委員会に報告されたにもかかわらず、教育委員会が隠蔽するケース3という、この3段階があります。原因には、教員も先生も先ず自分たちが責任を取ることから逃げようという気持ちがあること、教育委員会に報告すると自分たちの責任にされるのではないかという気持ちがあるのだと思います。しかし、教育委員会に報告された時点で、その事案は教育委員会が責任を取ることになります。今後はそういう問題が起こったとき、教育委員会が責任を取って対応していくのだということを先生方に知らしめなければいけないと思っています。

さらにもう一つは、教育委員会が伝わってくる報告について、小さいもの、重大事案につながるようなものは報告するなというような、いわゆる煩雑を理由に対応するケースもあるようです。ですから、教育委員会は認識しているが、隠蔽する姿勢はなくても、小さいからそのままいいだろうと安易に考えることもあり得ます。小さいなことでも、先生は校長にきちんと報告する。校長も、重大事案ではないが重大事案につながるかもしれないと思ったら、教育委員会にきちんと報告していくことが必要です。教育委員会が受けた報告事案は教育委員会がその対応について責任を持つとともに、判断していくことが必要だと思って

います。

また、教育委員会の責任の取り方ですが、自分たち教育委員会の中だけで処理しようということではなく、地域や当該の保護者にも委員の中に入れてもらうとか、あるいはディスクローズしていくとか、そういうことを当事者をも巻き込んで説明していくことが必要だと思います。他市の事例では、個人情報や子どものプライバシーを理由に隠蔽してしまったことがあるようです。逆に言うと、自分たちの責任逃れのために隠蔽するケースが多いわけです。しかし、本市教育委員会はそういう対応を取らないよう、教育委員会が責任を持って公明正大に対応するという方針でいきます。

予定の時間をかなり過ぎました。最後に市長からご意見があればお願いします。

○並木市長 失礼な質問だったと思いますが、委員長からは力強い、教育委員会としての姿勢述べていただきました。教育委員会の隠蔽体質が全国的に問題視されている中、市民に対して、また、行政内部でも信頼関係は大切です。子どもの命、子どもの未来を見守っていただいているのは教育現場であり、また、教育委員会はその窓口ですので、そういった力強いご発言をいただき安心しました。

いじめ防止対策推進条例案を議会に上程する前のデリケートな時期ではありますが、教育委員会の皆様とこのように意見交換ができたことは本当に良かったと思っていますし、ぜひ、今後も、子どもたちの健全育成についてご尽力いただきたい。

私は、いつも、夢と希望の持てる元気な東久留米をつくっていきたくないと申し上げていますが、それにはまず、子どもたちがそのような思いを失うことなく、将来に夢を持って羽ばたいていけるような環境づくり、どの子にもチャンスがある環境づくりを進めていきたいと思っています。本日はありがとうございました。

○尾関委員長 ありがとうございました。本日のテーマはいじめの問題を中心として青少年の健全育成についてでしたが、今後も、市長とはテーマごとに意見交換をさせていただきたいと思っていますのでよろしくお願いします。

○尾関委員長 この件は以上にとどめます。続いて、「②郷土食給食の小・中学校一斉実施について」、学務課長からお願いします。

○傳学務課長 一昨日、11月12日の水曜日に、市内小・中学校で郷土食給食を実施しました。並木市長のご発案の下、産業振興を所管している市民部の協力も得て、学校給食において市内で生産された食材を使用した郷土の伝統的なメニュー、「煮いだんご」を用意しました。全校で同じ日に食べることによって、子どもたちの郷土を愛する心を育むという趣旨で行われたものです。学校給食でこれだけ多くの地場産食材を、一食の中に同時に使った取り組みは初めてのことでした。小山小学校には並木市長、企画経営室長、教育委員の皆様、第五小学校には永田副市長と市民部長、第七小学校には直原教育長と教育部長がそれぞれ訪問され、子どもたちの様子を視察したり、給食を一緒に食べたりしました。

今回のイベントは市内のご協力を得た上で行われています。農家からは市民まつりの開催準備や片づけ等でお忙しい中、6,000人前の野菜を用意していただきました。柳久保小麦についても大変貴重な種であり量の確保は難しかったのですが、中学校も含めて延べ8,000から9,000人前の小麦を提供していただきました。

また、今回の郷土食である「煮いだんご」をつくるに当たってのレシピは、市民による農家の煮いだんご推進委員会から提供を受け、学校の栄養士がレシピを研究して今回の給食を

提供させていただきました。当日は新聞の取材もあり、記事にもあるように、子どもからは「使われた野菜が東久留米で採れたことや、こんな料理があったことを興味深く感じました」「地元の味が感じられてうれしい」という感想が得られたようです。

○尾関委員長 だんご推進委員会の半谷さんも紙面に登場されていますが、地域と学校のかかわりという課題に込んでいるイベントだったと思います。市長の写真が掲載されていますが、市長いかがですか。

○並木市長 教育委員会をはじめ、多くの皆さんにご協力いただき、この事業が実施できました。感謝申し上げます。6,000から8,000食の食材をそろえていただいたこと、市内全域で一斉に実施するということから、いろいろなご苦労をおかけしたと思います。本市のことが新聞に載るのは、こういう明るい記事だとほっとします。私は小山小学校に伺いましたが、ちょうど誕生会のイベントが同時開催でしたので1年生から6年生まで一堂に会していました。郷土のこと、地元の野菜のこと、その野菜を育てている農家のことなどについて、1年生から6年生までと一緒に話ができました。また、高学年の児童が低学年の児童の世話をやいていて、とてもよい光景が見られました。今後もいろいろな取り組みをしながら、将来を担う子どもたちに東久留米市を理解してもらい、東久留米を盛り上げていってほしいと思っています。ありがとうございました。

○尾関委員長 市長は公務のご予定がありますので、ここで退席させていただきます。本日はありがとうございました。

○並木市長 ありがとうございました。

(市長退席)

○尾関委員長 ここで暫時休憩します。

(休憩 午前11時03分)

(再開 午前11時04分)

---

○尾関委員長 休憩を閉じて再開します。続いて、矢部委員から、「②平成26年度東京都市町村教育委員会連合会第4ブロック研修会について」の報告をお願いします。

○矢部第一職務代理者 この研修会は第4ブロックなので本市は所属していませんが、テーマが「地方教育行政法改正の背景、議論と今後の教育委員会のあり方」、講師が放送大学教養学部教授で東京大学名誉教授の小川正人先生で、私と事務局が出席してきました。出席者は約65名で、本市と同じように他ブロックからもたくさん出席されていました。

小川先生からは、今度の改正で教育委員会制度が安定したとは言えないという話がありました。教育委員会制度は残りましたがこれは執行猶予のようなもので、今後、教育委員会がどれだけしっかりした活動をしていくかにかかっているという話を中心に行われました。また、小川先生は中教審の会長でありながら足立区の教育委員でもいらっしゃるので、自身も地域教育のレイマンとしての委員で、これから何ができるのか考えていきたというお話でした。市長はお帰りになりましたが、今度の改正で新教育長は市長直轄のラインに入るかのように思われるが、引き続き残った合議体の委員会が新教育長の上司であるのだという話もあり、そこで、私たち市民から選ばれている民意の反映である教育委員は何をしていくのか、もっと真剣に考えて活動すべきであると。また、今ある会議規則なども新しい制度に向けて細かいところをきちんと整備しておかないと、例えば市長が暴走するようなシーンがあった

とき、新教育長が委員会と意見が対立したとき、どのように進めていくのか、まとめていくのかなど、先々のことも考えた上での会議規則等の整備をなささいということでした。また、教育再生実行会議のメンバーである、前三鷹市教育委員会教育長で、現在は三鷹市教育委員会委員長である貝ノ瀬先生も出席されており、いろいろ発言されていますので、後ほど当日のメモを委員の皆さまにお渡ししたいと思います。

○尾関委員長 ありがとうございます。来年度から教育委員会は大きく変わっていきますので、われわれもしっかり勉強しなければいけないと思います。矢部委員に伺うことはありますか。

○直原教育長 今回の教育委員会制度の見直しの動向については、私自身も昨年から注視してきたのですが、何と言っても大きかったのは、教育委員会が執行機関として存続したことだと思います。先ほど新教育長の立場とはどういうものなのかというお話がありましたが、執行機関というのは教育委員会という合議制の執行機関でして、それは現在も来年度以降も変わらないということが重要だと思っています。今度の制度は、現在の教育委員長と現在の教育長の役割が合体して新教育長というのが生まれますが、教育委員会の権限と責任については全く変わっていませんので、当然、新しい法律に基づく合議制の機関としてこの場で議論し、そこで意思決定していくという本筋を法律に基づいて守っていかなくてはいけないと思っています。

○尾関委員長 ほかになければ以上で諸報告を終わります。

これより人事案件に入りますので、傍聴の方はご退席願います。暫時休憩します。

(傍聴者退室)

(休憩 午前11時08分)

(再開 午前11時10分)

---

※第11回定例会は諸報告を行った後に人事案件の審議を行い、閉会しました。

東久留米市教育委員会会議規則第30条の規定により、ここに署名する。

平成26年11月14日

委員長 尾関 謙一郎(自 書)

署名委員 名取 はにわ(自 書)